

令和4年度補正新興DX等新規事業創造推進支援事業費補助金（インド太平洋地域ビジネス共創促進事業）

7月11日 二次公募説明会時の質問・回答

No.	質問	回答
1	1.5 補助事業対象者の②現地企業との協働（協業）と記載がありますが、具体的にどのような形態を指しているのでしょうか。	形態に関する具体的な基準は設けておりませんが、応募申請書に協働先の情報、実施体制、協働先との役割分担などを記載頂きますので、その内容をもって本事業の目的に沿った形態となっているか確認します。
2	補助対象率が、島嶼国では50%または定額とあります。定額で全額補助されるようなことがあるとすれば、それはどの時点で判明し、その結果次第で契約するか否かを判断する余地はあるのでしょうか。	申請内容や本補助金事業の予算枠などを考慮しながら事務局側で決定する予定ですが、原則定額になるとお考えください。 決定時期は、事務局が応募企業様へ採択決定通知を发出する段階になります。
3	人件費の単価はどのようになりますか。	原則、対象者の健保等級と令和5年度等級単価一覧表（公募要領に添付）を照らし合わせて人件費単価が決定されます。 詳細は、公募要領別添3（19ページ）「労務費単価の計算方法」をご参照ください。
4	現地企業との協働の件ですが、中央銀行との協働も可能でしょうか。	協働先の要件は、公募要領1.5（2ページ）に記載されております。 中央銀行の場合、必ずしも要件に合致しませんが、提案事業内容によりますので個別にご相談ください。 なお、島嶼国の場合は、ビジネス形成の難易度を考慮し政府（省庁等）でも可としております。
5	成果報告会についてですが、具体的に成果とはどのような内容を想定されていますでしょうか。補助事業を実施したことにより、現地で新規顧客を獲得し、売上が計上できたということでしょうか。	申請書に記載された事業計画や期待される効果に対して、事業実施後にどのような結果（成果）をあげたのか報告いただきます。 加えて、その後の事業展開計画を報告いただくことや、本補助事業実施中に新規顧客を獲得したなど目に見える成果が出た場合は、それも報告いただければ幸いです。
6	既に、経済産業省の質の高いインフラの委託を受けています。その委託内容とは異なる案件の場合には、対象になりますか。	異なる事業内容であれば対象となり得ます。
7	旅費は海外出張の場合には、ビジネスクラスの利用は可能ですか。	旅費に関しては、原則、応募企業様の旅費規定などの内規に基づき運用してください。従いまして、企業様の内規上、ビジネスクラスが適用される条件（渡航距離、役職など）に合致している場合は、ビジネスクラスの利用は可能です。
8	人件費は、当社内で海外にいる技術者の人員も対象になりますか。	企業様と雇用契約を締結している方であれば、海外にいる要員も対象になります。
9	社内の海外にいる技術者について、海外から島嶼国などの現地への渡航費用は旅費の対象になりますか。	出発地が日本でなく、海外から現地へ渡航する場合の旅費も対象になります。